

覚 書

外経協技第23号  
保総国第27号  
昭和62年3月12日

外務省経済協力局技術協力課長  
大島賢



海上保安庁総務部国際課長  
谷合昭夫



外務省、海上保安庁は、国際緊急援助隊の派遣に関する法律案を国会に提出するに際し、下記の通り確認する。

記

1. 1979年の海上における捜索及び救助に関する国際条約（昭和60年6月20日条約第5号）に基づき、我が国に設置された救助調整本部において行われる人命の救助及び救助に関する調整には、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（以下「法」という。）の適用はないこと。
2. 国際緊急援助隊として派遣された関係行政機関の職員の活動は、当該関係行政機関の所掌事務の範囲内で行われること。
3. 法第2条第3号に規定する「災害に関する応急措置及び災害復旧のための活動」に、災害に関する応急措置及び災害復旧に関する被災国政府等に対する指導、助言等が含まれること。
4. 国際緊急援助隊とは、本隊のみならず、その先遣隊も含まれること。

5. 外務省は、国際緊急援助隊の活動について、被災国政府等の航空法等の国内法令が適用されることにより円滑な活動が阻害されることとならないように、被災国政府等と合意をとりつけるべく努力すること。
6. 国際緊急援助隊の派遣については、特権、免除及び便宜並びに保証を被災国政府等からとりつけるべく、外務省は努力すること。
7. 海上保安庁の船舶及び航空機を被災国へ派遣する場合において、被災国及び寄港地における後方支援活動の手続は、外務省が行うこと。
8. 国際緊急援助活動に係る海上保安庁の船舶、航空機その他資機材等の損傷に関する費用については、国際協力事業団が負担するものとし、予算の範囲を超えた場合は、外務省が責任を持って財政当局と調整すること。

